

議案第42号

逗子市の良好な都市環境をつくる条例及び逗子市景観条例の一部改正について

逗子市の良好な都市環境をつくる条例及び逗子市景観条例の一部を次のように改正する。

令和4年9月6日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市の良好な都市環境をつくる条例及び逗子市景観条例の一部を改正する条例

(逗子市の良好な都市環境をつくる条例の一部改正)

第1条 逗子市の良好な都市環境をつくる条例(平成4年逗子市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「次のいずれかに該当する土地の区画形質の変更」を「都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為」に改め、同号アからウまでを削る。

第7条第1項に次の1号を加える。

(8) 関係区域(事業者が対象事業を実施しようとする区域及びその周辺区域で、当該対象事業の実施が自然環境に著しい影響を及ぼすおそれのある区域であって、規則で定める区域をいう。以下同じ。)を示す図面

第8条の見出しを「(評価書案の告示)」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「、関係区域を定めるときは」及び「当該関係区域の範囲及び」を削り、同項を同条とする。

第9条第1項及び第3項中「前条第3項」を「前条」に改める。

第10条第1項中「第8条第3項」を「第8条」に、「同項」を「同条」に改める。

第11条第1項中「第8条第3項」を「第8条」に改める。

第30条第1項第2号中「第20条第1項」を「第20条」に改める。

(逗子市景観条例の一部改正)

第2条 逗子市景観条例（平成18年逗子市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号中「もの」の次に「。ただし、別に規則で定める開発行為を除く。」を加え、同項第2号中「の各号」を削り、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、法第16条第7項第11号の規定により届出を除外するものは、まちづくり条例の開発事業に該当する宅地分譲であって、工事適合証の交付から1年6月を経過する前に当該事業区域内で行う建築基準法第6条の確認の申請が必要な建築行為に該当しないものとする。

第17条中「第16条第1項各号又は同条第2項各号」を「第16条第1項から第3項まで」に改める。

第20条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 関係区域（当該対象事業を実施する区域の周辺100メートルをいう。ただし、対象事業の実施による影響が顕著であると市長が認める場合にあっては200メートル以内で市長が認める範囲とし、第28条第3項に規定する特定小規模景観形成行為にあっては逗子市まちづくり条例施行規則（平成14年逗子市規則第34号）第4条に規定する近隣住民の範囲とする。）を示す図面

第21条の見出しを「(景観配慮書案の告示)」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「、関係区域を定めるときは」及び「当該関係区域の範囲及び」を削り、同項を同条とする。

第22条第1項及び第3項中「前条第3項」を「前条」に改め、同条に次の2項を加える。

6 対象事業に係るまちづくり条例第22条第5項の規定による届出があったときは、第2項の規定による届出があったものとみなす。

7 対象事業に係るまちづくり条例第22条第6項の規定による報告があったときは、第4項の規定による報告があったものとみなす。

第23条第1項中「第21条第3項」を「第21条」に、「同項」を「同条」に改める。

第24条第1項中「第21条第1項」を「第21条」に、「同条第3項」を「同条」に改め、同条第5項中「。以下「つくる条例」という。」を削る。

第28条第3項中「第16条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第35条第1号中「着手」の次に「し、又は中断して再開」を加え、同条中第2号を

削り、第3号を第2号とする。

第38条第2項中「第16条の2」の次に「又は法第16条第1項」を、「届出をした者」の次に「及びまちづくり条例第31条第3項の適合証の交付を受けた者」を加え、同条第4項中「第20条第1項第1号から第4号まで」を「第20条第1項第1号から第5号まで」に改め、同条第5項中「その事業者に」を「当該公表しようとする者に」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に逗子市の良好な都市環境をつくる条例第16条第1項に規定する完了書を交付した対象事業に係る環境影響評価の手続については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前に逗子市まちづくり条例（平成14年逗子市条例第4号）第23条第1項に規定する開発事業事前協議申請書が提出された開発事業の対象区域内における建築行為については、改正後の逗子市景観条例第16条第3項の届出は要しない。
- 4 この条例の施行前に逗子市景観条例第19条第1項に規定する景観事前相談書が提出された対象事業に係る逗子市景観計画の景観形成の基準等の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

逗子市の守るべき自然環境を保全しつつ、限られた市街地の質を高めることにより誰もが快適に暮らせる魅力ある住環境を形成していくことを目的とし、土地利用に係る条例の総合的な見直しをするに当たり、改正の要あるため提案する。